

報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、外形対象法人（地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人）が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、主たる事務所等所在地の都道府県知事）に1通を提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 各欄共通	収入金額課税事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業、以下同じ。）をあわせて行う法人にあっては収入金額課税事業分を含めないで記載します。この場合、区分計算の内訳を示した明細書（任意の書式）を添付してください。
2 「役員又は使用人に対する給与」の各欄	(1) 原則として、法人の事務所等ごとに、各欄に記載します。ただし、事務所等ごとの記載が困難である場合等は、法人の実態に即した区分によって記載して差し支えありません。 (2) 小規模な事務所等については、「備考」の欄にその旨を記載し、他の事務所等と一括記載して差し支えありません。 (3) 外国の事務所等については、国ごとに一括記載して差し支えありません。 (4) 「所在地」は、区市町村単位までの記載で差し支えありません。 (5) 「期末の従業者数」及び「給与の額」には、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）又は派遣船員（船員職業安定法第6条第12項に規定する派遣船員をいいます。）に係るものは含めないで記載します。ただし、派遣をした法人について、派遣労働者等が派遣をした法人の業務にも従事している場合には、当該派遣をした法人の業務に係る給与等の額を含めて記載してください。 (6) 明細書に準じた書類を作成している場合には、「計③」の欄に金額を記入のうえ、各欄の記載に代えて当該書類を別紙として明細書に添付することとして差し支えありません。また、明細が多岐にわたる等、別紙の添付が困難である場合は、「備考」の欄に別途明細を保存している旨記載し、申告書提出時の添付を省略して差し支えありません。
3 「期末の従業者数」	当該事業年度終了の日（仮決算による中間申告又は前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告の場合にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における役員及び使用人の数を記載します。
4 「給与の額」	当該事業年度において役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職金その他これらの性質を有する給与として支出するもので、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）を記載します。
5 「加算又は減算②」	「給与の額」の欄に記載した金額のほかに、事務所等ごとに記載が困難なもので加算又は減算すべきもの（出向者に係る給与負担金、過大な役員報酬などの税務否認金額等）がある場合に記載します。 ※「備考」の欄に加減算項目の主な内容及び金額を記載します。
6 「役員又は使用人のために支出する掛金等」の各欄（1から17まで）	当該事業年度において役員又は使用人のために支出する掛金で、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入される金額（棚卸資産等に係るものについては、当該事業年度において支出される金額で、当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるべきもの）について、次に掲げる区分ごとにそれぞれに定める金額を記載します。 (1) 1から10までの欄 法施行令第20条の2の4第1項各号に定める金額 （公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）附則第4条第1項及び第2項の規定による改正前の第6号の金額を含む） (2) 11から17までの欄 法人税法施行令附則（昭和40年）第16条（適格退職年金契約の要件等）第1項第9号イからトに定める金額 ※派遣労働者等に係る金額は含めないで記載します。 ※1から10までの欄の金額に11から17までの欄の金額が含まれている場合は、11から17までの欄に記載します。 ※7の欄の金額は、8の欄の金額から9の欄の金額を控除した金額を記載しますが、この計算の順序によらず、直接金額を記載して差し支えありません。なおいずれの記載方法においても、7の欄の金額に事務費掛金・福祉施設掛金等は含めないで記載します。
7 「派遣元に支払う金額の合計⑦」、「派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計⑨」及び「派遣先から支払を受ける金額の合計⑩」	第6号様式別表5の3の2の①の欄の金額、第6号様式別表5の3の2の②の欄の金額又は第6号様式別表5の3の2の③の欄の金額をそれぞれ記載します。
8 「⑦×75/100 ⑧」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
9 「⑨－（⑩×75/100） ⑪」	(1) ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額に100分の75を乗じた金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を記載します。 (2) 控除して得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。